決裁区分	取扱区分	
T	分類記号	E 0 8
	保存期間	3 年

起案	平成23年9月15日	決裁日付印	浄書	中村
観光課 観光地づくり係		観光課 23.9.20 決裁	校合	中村
起案者 中村 敬一郎	中村		公印取扱主任	上野
電話内線 3002				
処理期限	平成 年 月 日	告示・公告	第 号	
例文承認	第 号	例文承認		

知事 〃 副知事 〃

局長 〃 次長 〃 課長 本 補佐 塘

参事 永

技術主幹兼観光地づくり係長 前迫 係 前立

主幹兼観光企画係長 大西 係

（例年後援）

「Tポイントレディス ゴルフトーナメント」の後援について（伺い）

このことについて，別添のとおり 第3回Tポイントレディスゴルフトーナメント大会実行委員長 [redacted] から行事後援の申請がありました。

本トーナメントは，21年度LPGA女子プロゴルフトーナメントに新設された大会で，本県出身のプレーヤーに加えて国内外の一流プレーヤーが参加するレギュラーツアートーナメントで，昨年は東日本大震災の影響で直前で中止となりましたが，一昨年は3日間で1万5千人超のギャラリーが来場しました。

また，試合の様子は全国ネット（テレビ朝日系）でテレビ中継されることから，本県の豊かな自然，風景なども紹介されることになります 。

このようなことから，本トーナメントが，本県へのゴルフ客をはじめとする観光客の誘致促進，県内外へ向けての観光PR及び本県のイメージアップ等に果たす役割は大きいと思われますので，後援を承認することとし，別案により回答することとしてよろしいか。

なお，決裁の上は，別案のとおり回答してよろしいか。

※ 承認基準第1－（1）ウ （2）いずれも満たしている。

〔参考〕第1回大会 H22.3.19～21 @鹿児島高牧カントリークラブ

前夜祭(3/17) に知事・局長出席／表彰式 (3/21) に山田副知事・次長出席

鹿 児 島 県

観 第 158 号
平成２３年 9 月 20日
（ 観 光 課 扱 い ）

第３回Ｔポイントレディス　ゴルフトーナメント
大会実行委員長 [redacted] 様

鹿児島県知事　伊藤 祐一郎

行事の後援について（回答）

平成２３年９月１日付けで申請のあったことについては，下記のとおり承認します。

記

１　行 事 名
　Ｔポイントレディス　ゴルフトーナメント

２　後援名義
　鹿児島県

３　承認期間
　平成２３年 ~~10~~ 9 月 ~~20~~ 20 日から平成２４年３月１８日まで

４　そ の 他
(1) 本件行事に伴う経費負担その他について，当県は一切の責任を負いません。
(2) 行事の内容等について変更がある場合は，速やかに，変更の内容等について届け出てください。
　なお，変更の内容によっては，後援を取り消すことがあります。

問い合わせ先
鹿児島県　商工労働部観光交流局
観光課　観光地づくり係　中村
TEL 099-286-3005
FAX 099-286-5580
✉ kdukuri@pref.kagoshima.lg.jp

別記様式１（申請書標準書式）

観光課
23.9.15
受付

平成２３年９月１日

鹿児島県知事　伊藤祐一郎　殿

申請者

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
第３回Ｔポイントレディス ゴルフトーナ[redacted]
大会実行[redacted]

住所　〒　１５０－００２２
東京都渋谷区恵比寿南３－１－１
恵比寿グリーングラスビル　７階
電話　（　０３　）　６８００　－　４５５１

共催（後援　協賛）申請書

下記行事の実施にあたり，共催（後援　協賛）名義として鹿児島県の名義を使用したいので，承認願います。

なお，共催（後援　協賛）名義の使用にあたっては，貴県に対し本件行事に伴う一切の責任を求めません。

記

行事名	Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント
趣旨 内容	ゴルフ業界の活性化伴いスポーツ振興を図るとともに、県及び鹿児島県姶良市を広く知らしめることが誘客増加促進の一助となることを趣旨として女子プロゴルフ競技大会を開催する。
日時	平成２４年３月１３日（火）～１８日（日）
開催場所	鹿児島高牧カントリークラブ 〒899-5307 鹿児島県姶良市蒲生町久末2489-1 TEL 0995-52-1603 （代表）　FAX 0995-52-0121
参加予定人数	女子プロ競技者　１０８名
主催者	名　称：　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
他の共催（後援協賛）団体	九州ゴルフ連盟・鹿児島県ゴルフ協会・株式会社Misumi・ 南日本新聞社・鹿児島県姶良市・鹿児島市・株式会社鹿児島放送
前回承認の実績	平成２２年１０月２１日付け　第１８８号で承認（観光課扱い）
連絡責任者 （住所・職氏名・電話番号）	東京都渋谷区恵比寿南3-1-1　恵比寿グリーングラスビル　７階 第３回Ｔポイントレディス ゴルフトーナメント大会事務局 担当者 [redacted] ＴＥＬ（０３）６８００－４５５１

＊　事業の実施要領等事業の内容のわかる書類，前回開催時のパンフレット等，収支予算書（入場料等参加負担を徴収する場合）を添付してください。

2011年9月吉日

所在地：東京都渋谷区恵比寿南3－1－1
恵比寿グリーングラスビル 7階
代表者：カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
Tポイントレディス ゴルフトーナメント
大会実行委員長
[redacted]

2012Tポイントレディス大会概要（予定）

1、名　称	Tポイントレディス ゴルフトーナメント T－POINT LADIES GOLF TOURNAMENT　（略称：Tポイント レディス）
2、主　催	カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社
3、協　賛	未定
4、後援予定（順不同）	鹿児島県 / 鹿児島市 / 姶良市 / 鹿児島県ゴルフ協会 / 株式会社 鹿児島放送 株式会社Misumi / 九州ゴルフ連盟 / 南日本新聞社
5、公　認	社団法人日本女子プロゴルフ協会（LPGA）
6、運営協力	鹿児島高牧カントリークラブ / 株式会社博報堂 株式会社博報堂DYメディアパートナーズ / 株式会社博報堂DYスポーツマーケティング
7、競技運営	ブリヂストンスポーツ株式会社
8、会　場	鹿児島高牧カントリークラブ 鹿児島県姶良市蒲生町久末2489-1 TEL 0995-52-1603（代表） FAX 0995-52-0121
9、開催日	2012年3月13日（火）指定練習日 14日（水）指定練習日・前夜祭 15日（木）プロアマ大会 16日（金）予選ラウンド（第1日） 17日（土）予選ラウンド（第2日） 18日（日）決勝ラウンド（最終日）
10、賞金総額	7,000万円　優勝賞金＝1,260万円
11、出場選手	108名
12、競技方法	54ホールズ・ストロークプレー ①第1日・第2日の合計36ホールズを予選ラウンドとし、 上位50位タイまでを決勝ラウンド出場資格とする。 ②54ホールを終了して第1位にタイが生じた場合は、 18番ホールを使用してサドンデス方式でプレーオフを行い優勝者を決定する。 2012年JGAゴルフ規則、2012年LPGA競技条件及びローカルルールを適用
13、競技規則	2012年LPGAトーナメント競技特別規則を適用
14、TV中継	〈放送局〉テレビ朝日系列24局ネット＋地方局6局＋BS朝日 〈放送日時〉3月17日（土）（予選ラウンド2日目） 16:00～16:55（予定） 3月18日（日）（決勝ラウンド） 16:00～17:25（予定）
15、大会事務局	申込者 Tポイントレディス ゴルフトーナメント大会事務局 担当者 [redacted] TEL 03-6800-4551

Tポイントレディスゴルフトーナメント収支予算書

支出（▲）		[redacted]
	賞金	[redacted]
	トーナメント認定料	[redacted]
	テレビ朝日中継等	[redacted]
	本大会関係費等	[redacted]
	競技運営関係費等	[redacted]
	前夜祭/プロアマ大会関係費等	[redacted]
	ネット放送費用等	[redacted]
	代理店手数料・業務委託費用等	[redacted]
		0
		0
収入（＋）		[redacted]
	協賛金売上	[redacted]
	チケット売上	[redacted]
	その他	[redacted]
収支計		[redacted]

鹿児島県が共催，後援又は協賛する行事の承認基準

平成９年３月３日決定
平成18年２月１日改正
秘　　書　　課

第１　鹿児島県が行事の共催，後援又は協賛（以下「後援等」という。）をすることについて承認を行う場合の基準は，次に掲げるとおりとする。

⑴　行事の主催者が次のいずれかに該当するもので，組織，資金等に関して，行事の遂行能力が十分であると認められること。
ア　国，地方公共団体又はこれらに準ずるもの
イ　文化団体，学術研究機関，報道機関，産業・経済団体その他の団体で，当該団体の設立目的，活動状況等が本県行政の推進方針に即したもの
ウ　その他知事が特に適当と認めるもの

⑵　行事の内容等が次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
ア　行事の内容が県民生活・福祉の向上，産業・教育・文化・スポーツ等の振興に寄与し，本県行政の推進の上で必要と認められるもの
イ　行事の内容が，公共性又は公益性を有するものであって，専ら営利を目的とし，特定の思想，流派又は系列に偏り，主催者の構成員の親睦を目的とする等のものでないこと。
ウ　宗教的活動又は政治的活動と認められないものであること。
エ　県内で実施される行事については，おおむね県下全域にわたる事業規模であること。また，県外で実施される行事については，県の魅力や情報を県外に発信するものであること。ただし，知事が特に適当と認めるものは，この限りでない。
オ　過去に行事の後援等の承認をしたものにあっては，当該承認の条件を履行しなかったことがないこと。

第２　主務課長は，後援等の承認をしようとする場合は，共催（後援　協賛）申請書（別記様式１）及び次に掲げる書類を提出させるものとする。
なお，申請書が別記様式１により提出されなかった場合，当該様式にある事項が記載されていれば受理することとする。

⑴　事業の実施要領等事業の内容のわかる書類
⑵　収支予算書（入場料等参加負担がある場合）
⑶　前回開催時の内容のわかる書類
⑷　その他必要と認められる書類

第３　主務課長は，行事の後援等の承認を決定した場合は，別記様式２により行事の主催者に通知するものとする。
２　主務課長は，前項の規定により行事の後援等の承認をする場合には，承認期間その他必

要な条件を付けるものとする。

第４　後援等の承認を受けたものが当該後援等の承認に係る行事の内容等を変更しようとするときは，主務課長は速やかに，変更の内容等について記載した届出書の提出を求めるものとする。

第５　後援等の承認を受けた行事が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは，主務課長は，その是正を求め，又は承認を取り消すものとする。

(1)　申請の内容が虚偽であったとき。
(2)　事業内容等の変更により，第１に規定する承認基準を逸脱するものとなったとき。
(3)　承認の条件に違反したとき。
(4)　その他承認することが不適当であると認められるに至ったとき。

２　主務課長は，前項の規定により後援等の承認の取消しを行おうとするときは，秘書課に合議しなければならない。

第６　この基準は，平成９年４月１日から実施する。
　　この基準は，平成18年４月１日から実施する。